

# 松山東高等学校グローバル人材育成振興会規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、松山東高等学校グローバル人材育成振興会と称し、事務局を愛媛県立松山東高等学校に置く。
- 第2条 本会は、愛媛県立松山東高等学校におけるグローバルリーダー育成等の事業の振興を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 グローバル人材育成振興に資する事業
  - 2 松山東高等学校の教育振興に資する事業
  - 3 その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

- 第4条 本会は、本会の趣旨に賛同し、会費を納入した会員をもって構成する。
- 1 個人会員 松山中学・松山東高等学校卒業生、在学生保護者、教職員及び本会の趣旨に賛同する者
  - 2 団体会員 本会の趣旨に賛同する各種団体、企業

## 第3章 役員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 1名 副会長 若干名 顧問 若干名 理事 若干名 会計監査 2名
  - 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長が任務を遂行することができない場合、その職務を代行する。
  - 4 顧問は、愛媛県立松山東高等学校長、松山中学・松山東高等学校同窓会長とし、必要に応じて助言・提案を行う。
  - 5 顧問は、前項の2名のほか、役員会の承認を得て会長がこれを推挙することができる。
  - 6 理事は、会長、副会長とともに本会の会務を遂行する。
  - 7 会計監査は、会計を監査し、役員会に報告する。
- 第6条 役員を選出は次のとおりとする。
- 1 会長・副会長・会計監査は、役員会で選出する。
  - 2 理事は、会長が賛同者のうちから委嘱する。
- 第7条 役員任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

## 第4章 会議

- 第8条 本会の会議は、役員会とし、会長がこれを招集する。
- 1 役員会は、年1回開催し、役員を選出、事業計画・報告、予算・決算審議、会則の変更及びその他重要事項の審議並びに承認決議を行う。
  - 2 役員会は、出席者の過半数をもって、決議できるものとする。
  - 3 会長は、本会の運営を円滑ならしめるため、必要に応じて役員会を招集することができる。

## 第5章 会計

- 第9条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってこれに充てる。
- 1 会費 個人会員 1口 2,000円(1か年)  
団体会員 1口 30,000円(1か年)
  - 2 本会の会計は、会長が執行する。ただし、校長に委任することができる。
  - 3 校長に委任するものうち、特に重要なものは、会長の承認を得るものとする。
  - 4 会計監査は、年度末に会計を監査し、役員会に監査報告を行うものとする。
  - 5 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 その他

- 第10条 本会則の変更は、役員会の過半数の同意により行うものとする。
- 第11条 本会の設立年月日は、平成28年10月20日とする。